

「平成 31 年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」に係る  
浄化槽リノベーション推進検討会（第 2 回）  
議事録

1. 日時 令和元年 9 月 20 日（金）10:00～13:00
2. 場所 三菱総合研究所 4 階 大会議室 AB
3. 出席者 別添参加者名簿の通り
4. 議題
  - （1）浄化槽リノベーション推進検討会の委員の追加について
  - （2）関係団体へのヒアリングについて
  - （3）制度設計にあたっての論点について
  - （4）その他
5. 配布資料
  - 座席表
  - 資料 1 浄化槽リノベーション推進検討会 設置要綱・委員名簿
  - 資料 2 制度設計にあたっての論点
  - 参考資料 浄化槽法の一部を改正する法律（要綱、法律、新旧対照表）
6. 議事概要
  - （1）浄化槽リノベーション推進検討委員会の委員の追加について
    - ・ 資料 1 で委員の追加について事務局より説明した。
    - ・ 本検討委員会の委員に、静岡県立大学 経営情報学部の大久保あかね教授を追加した。
  - （2）関係団体へのヒアリングについて

＜全国環境整備事業協同組合連合会＞

    - ・ 以下の通り意見書の説明があった。  
各項目で何点か意見はあるが、当連合会が特に問題と考えている 2 点に絞って説明する。  
まず「浄化槽処理促進区域」の指定について、地区を指定するわけだが、指定をすると現状と何が変わるのか。例えば、下水道の接続除外という意味か。また、都道府県構想の見直し等がされている状況だが、浄化槽処理促進区域の指定後に都道府県構想の見直しによって下水道区域になった場合はどういう扱いになるのか。  
二点目に、「浄化槽台帳の整備」について、台帳整備の目的と効果を教えていただきたい。それ次第で、検討項目等が変わってくると考えている。（団体）
    - ・ 浄化槽処理促進区域については、環境省から説明いただきたい。（眞柄座長）
    - ・ 浄化槽法改正により、浄化槽処理促進区域は、法律に基づく計画区域を除いた区域であり、自然的経済的社会的観点から浄化槽による汚水処理がふさわしい区域を指

定することとなった。都道府県構想については、国交省、農水省、環境省が連携して経済性を基に区域分けを進めており、都道府県構想の中の浄化槽整備区域を念頭において、浄化槽処理促進区域を指定することを想定している。以上が法律上の位置づけである。(環境省)

- ・ 台帳整備の目的と効果についても環境省から説明いただきたい。(眞柄座長)
- ・ これまで浄化槽の設置情報を記載した台帳はあったが、法改正によって維持管理情報や位置情報を含めて台帳を整備し、適切な管理がなされているかについて確認するためのツールとする。台帳整備は、単独転換や法定検査、保守点検、清掃を適切に行うための基盤となるツールという位置づけで制定した。これを受けて、今後の施行に向けて省令等を検討していく。(環境省)
- ・ 浄化槽処理促進区域の考え方について団体からご質問・ご意見あるか。(眞柄座長)
- ・ 現時点で浄化槽が下水道に接続されないことは理解できるが、戸別浄化槽や共同浄化槽が普及した後に、都道府県構想の一環で付近の下水道に接続されないという保証はあるのか。(団体)
- ・ 下水道への接続について法律要件では触れておらず、可能性は否定できないだろう。しかし、50年後の人口推計を見ると、人が住んでいるところは今と大きく変わらないが、小規模水道の採算が悪くなるため、市町村が水道事業を継続できなくなる可能性が非常に高い。個人的には、小規模水道などの公営サービスの継続が難しくなっていく中で、都道府県構想として浄化槽が下水道に接続されることはないと考えている。これからの社会は、公が管理してサービスを提供すべきであり、今回の法改正は良いタイミングである。台帳整備については、市役所や役場が持っている汲み取りや単独浄化槽の情報を清掃業者などに共有するという点で重要であり、台帳整備による具体的な効果はすぐに出ないだろうが、長い目で見れば環境保護の観点から重要なデータブックとなるだろう。千葉県台風15号によって、未整備の森林の崩壊が起きたこともあり、被害を拡大させないためにも、データブックの整備は重要で効果があるだろう。もともと人がどういう生活をしているかを整理したデータブックという点で、台帳整備の価値を認めてよいのではないか。(眞柄座長)
- ・ 法改正に及んだ目的を明確にするべきではないか。法改正の目的として処理水質の向上が大前提だろうが、欠落している。処理水質の向上を図ってほしいということを示明いただきたい。また、浄化槽の基本は、災害に強い分散設置であるということ基本に定めていただきたい。分散設置で災害に強いシステムを目指すということも明確に定めていただきたい。(団体)
- ・ まさに農業集落排水施設を供用開始したときに、議論した記憶がある。アメリカの農務省は、農山村行政の枠内で浄化槽などの補助金を出すなどの活動をしている。それに対してアメリカの環境保護庁は、農業資源が枯渇したエリアの共同浄化槽や農業集落排水施設を廃止して分散型汚水処理施設に変えている。また、北海道の農村集落水道は、農業の衰退によって枯渇してしまったが、それに対する補助はなかった。現状農業の補助は、近代産業など設備への補助のみであるが、維持管理にも

必要である。浄化槽分野は、製造から維持管理、清掃、点検までグループで取り組もうとしているため、力を結集して、今回の法改正を機に新しい世界に挑戦していくのがよいのではないかと。ぜひ協力いただきたい。(眞柄座長)

<一般社団法人浄化槽システム協会>

- ・ 以下の通り意見書の説明があった。

「1. 改正内容の周知について」今回の法改正について、特に特定既存単独処理浄化槽に関して国民に十分周知されるよう啓発していただきたい。

「2. 特定既存単独処理浄化槽について」速やかに単独転換を進めるべきである。特に、設置後40年以上経過して本体の劣化が著しい旧構造基準の単独処理浄化槽は、全て特定既存単独処理浄化槽と位置づけ、早急に転換を図るよう推進していただきたい。また、単独処理浄化槽の台帳整備や法定検査の受検を徹底していただきたい。

「3. 浄化槽処理促進区域について」浄化槽処理促進区域は最小でも都道府県が定める浄化槽整備区域に該当する地域とし、浄化槽の整備を積極的に推進していただきたい。また、汚水処理施設の概成が今後10年程度で見込まれない下水道計画区域についても浄化槽処理促進区域として浄化槽の整備を推進するよう図られたい。

「4. 公共浄化槽について」公共浄化槽は、地域の浄化槽の適正普及に資するものが多いため、多くの市町村が制度化するよう誘導していただきたい。

「5. 浄化槽台帳の整備について」速やかな浄化槽台帳の整備を進める必要があり、浄化槽台帳のシステム化が望ましい。環境省で浄化槽台帳システムの作成・無償配布をしていただければ、早期整備と情報の共有が可能と考えている。さらに、浄化槽の設置届や補助金申請等のフォーマットを統一し、電子申請が可能となれば業務効率化につながるため、併せて推進していただきたい。さらに、個人情報以外の統計的な情報をWEB等で公開し、行政や住民、業界が情報共有できることが望ましい。

「6. その他」単独処理浄化槽のみならず、劣化が予測される古い合併処理浄化槽を最新の浄化槽へ転換することについても検討していただきたい。(団体)

- ・ 環境省からご意見はあるか。(眞柄座長)
- ・ 法改正事項のその他の部分については、合併処理浄化槽について、老朽化という部分は入っていないが、補助制度を導入して約30年経過しているため、合併処理浄化槽の長寿命化も考える必要がある。今年度は予算を取って調査をしており、浄化槽システム協会とも連携して進めていきたい。(環境省)
- ・ 浄化槽台帳整備にあたり、メーカーはどれほどフォローできるか。メーカーがどの程度設置状況を把握しているのか、実態を伺いたい。また、旧構造基準の単独処理浄化槽や古い合併処理浄化槽の本体は何年持つ想定であるか伺いたい。(河村委員)
- ・ 各メーカーが自社製品の浄化槽の設置場所を把握しているかどうかは、物流の形態による。メーカー自ら施工あるいは代理店経由で施工する場合は把握できるが、商社を経由すると全く把握できないため、台帳整備のためにメーカーが情報提供することは難しい。メーカーとしては、電子申請の設置届で登録いただくことをお願い

したい。また、当協会では、単独処理浄化槽は全て特定既存単独処理浄化槽に位置づけて対処すべきと考えている。ただし、390万基設置されている単独処理浄化槽の全てを、いきなり特定既存単独処理浄化槽と位置づけるには無理があると考えられるため、まずは劣化の著しいと推測される旧構造基準のものを対象として計画的に転換する旨提案した。昭和44年に旧構造基準の単独処理浄化槽が制定されて50年経過しており、環境省の都道府県構想策定マニュアルでは、浄化槽の寿命は30～50年と設定されているため、50年超えた浄化槽は順番に変えていくとすれば整合が取れるのではないかと。(団体)

- ・ 台帳のシステム化が望ましいという表現をされているが、自治体の立場からシステム化というのは悩ましいだろう。想定されているシステム化について具体的に伺いたい。(浅野委員)
- ・ システム化については、業務の合理化とデータの保管が基本と考えている。少ない手間で大量の情報を管理して煩わしさをなくすことが、今後の浄化槽の普及に向けて非常に重要だと考えている。業務効率につなげるのが目的である。(団体)
- ・ システム化というとさらに効果的な展開や情報共有などが望まれる。一方、自治体ではデータが整備されていないことがあるため、その中でシステム化を進めるにあたってどういうことを望んでいるかを聞かせていただいた。(浅野委員)
- ・ 特定単独処理浄化槽の定義づけについて、すべての単独処理浄化槽を転換の対象とすることに同意する。耐用年数について、現在設置されている合併浄化槽が50年持つと評価できるか。今後の長寿命化の検討にも関連してくる。(小川委員)
- ・ 30年の耐用年数については、国の調査研究でまとめたものである。30～50年の耐用年数については、当時の出荷実績に基づいて、文献等も参考に設定した。基本的には50年持つと考えているが、設置や使用方法による耐用年数のばらつきをある程度考慮した学術的調査等は必要だろう。(団体)
- ・ メーカーがどこまで台帳整備のフォローできるかという議論について、ジャストアイデアであるが、チップを入れておくなどはいかがか。例えば、コマツでは全国のショベルカーにチップを入れて最適化しているが、実現可能か伺いたい。また、住民目線からすると、車の場合はディーラーが維持管理も含めてワンストップでサポートしてくれる。一方で、浄化槽はメーカーと設置業者が異なるため手間である。物売りからこと売りへ転換すると、新たなビジネスにつながるのでは。(奥田委員)
- ・ チップについては、協会の中でも議論したことがある。ただ、浄化槽内部は硫化水素ガスや塩化水素ガスなどが含まれ、こういった厳しい環境の中で長期間持つチップを考え得るか、どれほどの費用かという課題がある。今後の検討事項としてはあり得る。メンテナンスにおけるメーカーの寄与について、メーカーは情報発信をしている。国内ではメーカーでも施工・保守点検を請け負っている場合もある。国内は専門業者がいるためこれ以上広がることもなく、情報発信に留まっている。国外では可能性があるだろう。(団体)
- ・ 浄化槽にかかる役割や分野は色々あると思うが、浄化槽の信頼を高めることが最

重要だろう。メーカーとして、浄化槽の信頼を向上させる取り組みを考えているか。例えば、浄化槽にディズポーザをつけることやコンパクトにするなど、今後付け加えていく機能はないか。特に、一般家庭に広めていただけるとありがたい。住民の信頼を向上しておかないと、浄化槽処理促進区域になったときに不安に感じる可能性がある。使用者が少しくらい下手な管理をしても問題ない設備ができることが理想的である。(上田委員)

<一般社団法人日本環境保全協会>

- ・ 以下の通り意見書の説明があった。

時間の都合上、簡略に説明する。まず、今回の法改正の基本的考えについてお願いしたい。一点目に、市町村単位の協議会を設置することで維持管理体制の確立が図られるだろう。協議会メンバーを市町村、清掃業者、保守点検業者、法定検査機関で構成することで、行政と業界が連携して適正な事業の推進につながるだろう。業者は、地域住民に一番身近で経験が深いと考えている。二点目に、公共浄化槽の汚泥収集運搬については、廃棄物処理法を厳守することと、市町村設置型の管路清掃については、清掃業者の業務であることを明記していただきたい。

「(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置」浄化槽内部の破損や部品の損傷により汚水を正常に処理できない状態だろう。その観点から、地方公共団体が特定既存単独処理浄化槽の判断や必要な措置を行うための判断基準が必要で、統括的なチェックシートを定めるべきである。さらに専門的見地から特定既存単独処理浄化槽の検査を指定検査機関に依頼する必要があるのではないかな。

「(2) 浄化槽処理促進区域設定や公共浄化槽の設置に関する手続き」都道府県構想に基づく浄化槽整備区域を、浄化槽処理促進区域として設定すべきである。設定にあたっては都道府県構想や生活排水処理計画等と整合を図る必要があるため、都道府県は、区域の設定に関する実施計画を踏まえて生活排水処理計画を見直す必要がある。また、都道府県が市町村に対し、浄化槽処理促進区域を設定するよう指導できるようにすることも必要である。公共浄化槽制度については、設置者を市町村とし、土地所有者を使用者として、設置、管理、土地の使用について書面による同意書の提出が必要である。また、市町村設置型の場合の都道府県知事や特定行政庁の協議手続きを簡素化し、事務負担の軽減を図ることが望まれる。

「(3) 浄化槽台帳で定めるべき事項と関係者からの情報収集」浄化槽の指導普及に関する調査に対応し、浄化槽の使用状態を示す項目を盛り込む必要がある。

当協会は、昭和 36 年に前身の日本清掃協会として設立、清掃法そして、昭和 45 年に廃棄物処理法が制定され、以来、廃棄物処理法に基づいて収集運搬・清掃業務を実施してきた。その歴史を踏まえて、今回の法改正によって、単独処理から合併処理への転換のための行政指導の強化が必要と考えている。行政の権限行使が速やかにできるよう指導いただきたい。特に、協議会の設置は、適正な維持管理を行うための根幹に関わる場所であり、清掃業者、保守点検業者、指定検査機関が主体的

に行政と連携して円滑に事業推進できる体制づくりをしていただきたい。

加えて、浄化槽管理士に対する研修の確保については、各都道府県においての実情をもとにしての実施が必要ではないか。(団体)

- 環境省からご意見はあるか。(眞柄座長)
- 公共浄化槽の汚泥収集運搬について、廃棄物処理法を厳守することについては、ご指摘の通りであり、適切に収集運搬がなされることで生活環境が守られる。法律の施行に合わせて周知すべきと考えている。生活排水そのものが一般廃棄物ということであり、共同浄化槽の設置にあたり、管路を清掃して出てくるものは一般廃棄物となる。清掃業者に、業として適切に行っていただく部分だろう。公共浄化槽の手続きについて、法改正によって公共浄化槽の接続を義務づける際には、使用者に丁寧に説明し、その上で同意を取ることが重要であり、書面による手続きも含めて必要と考えている。協議手続きについても、現在の設置届との重複の軽減を考慮して制度設計すべきと考えている。併せて、台帳についても地域によって整備状況が異なり、段階的に整備をしていくことが必要と考えている。(環境省)
- 地方公共団体の立場から、特定既存単独処理浄化槽の措置を行うにあたり、判断基準が必要であることを痛感している。チェックシートを作成するという話も出ているが、チェック内容について専門的なご意見をいただきながら、適当なルール作りに協力いただき感謝申し上げます。協議会を清掃業者、保守点検業者、指定検査機関などで構成すると意見書に記載されているが、今後こういった形で協議会を作るか考えていかなければならない。ここに行政として県が入っていないが、県によって一部委譲しているなどを勘案して入れていないのか。あるいは、全権委譲している場合の協議会の位置づけをどうすべきか教えていただきたい。(建入委員)
- 法律の趣旨から説明すると、法改正に係る事項について、行政と清掃業者、保守点検業者、検査機関で議論をして、様々な対策に取り組んでいくという趣旨である。法律上は都道府県や市町村も含まれる。(環境省)
- 清掃業者は市町村の許認可で、その地域の実情を行政以上に把握していると言っても過言ではないだろう。地元の清掃業者、保守点検業者、法定検査機関などとの連携が常にできており、いち早く対応できる。県単位の協議会も一つだが、団体としては地域密着している業界であるという点で、どこの浄化槽がどんな状態であるかを把握している市町村ごとに協議会を作ることで効果が出ると考えている。(団体)
- 各家庭で実際に浄化槽があるかどうかの判断について、11条検査の受検率が低いことや保守点検をしていない場合があることから十分でない判断できるが、清掃業者が実情をよくご存知だと聞いたことがある。例えば、保全協会として台帳作成にどのようなサポートや寄与ができるか教えていただきたい。(河村委員)
- 台帳作成については、許認可業者では全ての清掃の台帳を管理しており、個人情報保護の問題もあるが、行政判断でご理解いただければ、台帳作成の過程で協力は惜しまない。事実関係が明確にわかるのは清掃業者だろう。単独処理浄化槽に対しては、漏水や機械の状態などについて十分調査するよう指示をしている。ご依頼があ

れば、団体や清掃業者は書類作成に全面的な協力も可能である。(団体)

- ・最後に、合併浄化槽の設置には一部数十万円の補助金を受けられるが、その他は自己負担で不公平感がある。浄化槽の適切な維持管理をするにあたって、公的な維持管理に対する助成をお願いしたい。香川県のある市では、保守点検をすると3万円の補助金を出している。市民平等の観点から、公的な補助を勘案いただきたい。(団体)

#### <特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構>

- ・以下の通り意見書の説明があった。

浄化槽の休止届について、休止前の清掃記録の添付と使用再開時の保守点検記録の添付を義務化すべきと考えているが、単身高齢者が介護施設に入居することになった場合などの休止届の代理提出を考慮して検討いただきたい。

公共浄化槽の料金について、保守点検業者や清掃業者の料金体系は条例で定めた料金を超えてはならないため、事前に詳細な協議が必要だろう。

浄化槽台帳の作成については、ビッグデータ化の必要性と目的を示してほしい。ビッグデータ化に向けて、従来の台帳整備を継続するのか、新しく台帳をつくるのか不明確である。設置者、管理者、使用者、7条検査、保守点検、清掃、11条検査の記録を集約するだけか、あるいは浄化槽機能を最大限引き出すことができる手法を考えるのか。浄化槽の質の向上とともに、地方公共団体、清掃業者、保守点検業者、管理者が活用できるデータベースをつくらなければリノベーションではないのではないか。現状管理しているデータをもとに考えるのでは、何も変わらないのではないか。また、台帳システムの無償提供とあるが、利用方法、費用、人材確保についても検討し、ビッグデータ化に必要な整理項目を政省令で定めるべきである。日本環境整備教育センターが核となってシステム化を図ることが一案であり、浄化槽処理区域の設定や特定既存単独処理浄化槽の対策について適切な助言ができ、浄化槽管理士、設備士、清掃業者、検査機関の研修で質の高い整備が提供可能だろう。今後、小泉環境大臣の掲げるリノベーションによる海外展開が急速に進むと予想される。浄化槽システムの海外展開も考えていかなければならない。せっかく浄化槽が普及しても維持管理が不適切だと、日本が世界に誇る浄化槽技術の評判が下がってしまう。国家戦略の海外人材の育成を念頭においた施行を実施すべきでないか。浄化槽管理士に対する研修の機会の確保については、資格取得年月日を踏まえた中身のある再教育を実施すべきであり、業の更新時に第三者機関の研修を義務づけて未研修には罰則を設ける対応をすべき。

都道府県や市町村で取組状況の差は大きい。極端に言えば、条例は市長の自由裁量で決まってしまうため、市町村が適切な浄化槽整備を実施できるよう工夫すべき。

(団体)

- ・台帳システムについては、一般社団法人全国浄化槽団体連合会では数年前から導入しており、ビッグデータとして使うには改善が必要であるが、県や市町村で利用さ

れ始めている。各地で共通のシステムとして使っていただきたい。(上田委員)

- ・ 今後、地域によっては浄化槽設置者のうち単身高齢者が1割を超えてくるだろう。介護施設に入居する方でも自宅に戻ることもあるが、休止届を出すタイミングをどうすべきか、ご意見をいただきたい。(国安委員)
- ・ 保守点検時に、新聞が溜まっていることなどから誰も住んでいないことを判断できるため、保守点検業者が休止届を出しやすい状況である。また、一部の行政では、夏休みだけ利用されるプールに浄化槽を設置しており、プール使用前に点検、使用時に清掃し、保守点検業者が問題ないと判断すれば休止をしている。(団体)
- ・ 自宅で浄化槽を使っているが、保守点検については業者任せで考えたことがなかった。話を聞いているとユーザがすべきことが多い印象だが、使用者に周知する必要があるのではないか。もし、ユーザに協力いただきたいこと、知っておくべきことなどがあれば教えていただきたい。また、周知方法のアイデアがあればお聞かせいただきたい。(大久保委員)
- ・ 非常に難しい質問である。ユーザからすれば、業者任せという認識はその通りだろう。例えば、家を建て替えるときの届出は全て業者が提出しているはずである。ただ、7条検査を受けるときに、添付書類として保守点検業者や清掃業者が誰かという確認資料を求められるため、目を通すならそのタイミングであるが、現状ではサインを書きただけだろう。その方々に個別に周知させるのは難しい。都道府県、市町村、浄化槽管理者、設置者、使用者、業界団体などすべてが関わって集約していくことがポイントである。日本環境整備教育センターが主体となってシステム化を図ることが公平性を担保するという点で一番よいと考えている。(団体)
- ・ 住宅関連の分野で同様の状況が見られる。自宅のマンションでは、設計会社が水回りを設計し、ゼネコンが施工したが、設備自体はメーカーのものである。しかし、メーカーに問い合わせても対応してくれず、施工業者に聞いても分からない。住宅の産業界の問題でもある。研修については、浄化槽管理士資格を取得するために業務を離れて勉強をするが、その後はOJTで経験を積んでいくため、OJTの実績の評価方法が一つのポイントである。日本環境整備教育センターで経験があると思うため、産業界と相談しながら検討していただきたい。浄化槽管理士の分野は待遇が良いわけではなく、研修費用をどのように分担していくかも重要だろう。今後の課題とさせていただきたい。(眞柄座長)
- ・ 資料にもあるが、市町村をどのような形で巻き込むことができるかが重要である。その点をきちんと検証をしていただきたい。(団体)

#### <全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会>

- ・ 以下の通り意見書の説明があった。  
これまで他団体から様々な質問があったので、当団体の意見書を要約して説明する。始めに、特定既存単独処理浄化槽に対する措置について、先ほどの団体からもあったが、将来的に単独処理浄化槽を廃止する方向で、戦略的に特定既存単独処理浄化

槽の判断基準を決めるべきだろう。特定既存単独処理浄化槽の早期の除去や改善が求められる中で、具体的な期限を明示する必要があるのではないかと。高齢年金受給者に対し、指導の他に財政的支援も必要だろう。

続いて、浄化槽処理促進区域の指定と公共浄化槽について意見がある。浄化槽処理促進区域内には、公共浄化槽と個人設置型浄化槽、加えて浄化槽整備区内には個人設置型浄化槽があり、三形態の浄化槽が存在することになる。要点として、市町村が浄化槽処理促進区域に個人設置型浄化槽を採用した場合の財政的措置に不公平が生じないようにすべきということがお願いである。

続いて、浄化槽システム協会からもあった通り、既存の合併処理浄化槽の更新について、国庫助成対象外となったが、当団体の会員からの意見で、従来通り交付対象となるような見直しをお願いしたい。実績として、N 県では、浄化槽の全体の設置基数 612 基、新設が 424 基、今回指摘している古い合併の入れ替えが 44 基、単独の転換が 16 基となっており、今回補助対象が外れると、この 44 基の助成がつかなくなるため、ぜひお願いしたい。

平成初期に橋本大蔵大臣に浄化槽の陳情に行った際に、橋本大蔵大臣から日米構造協議の結果、10 年間で 430 兆円の公共投資をすと言われ、この財政投資は、今しかできないとのことであった。その結果、現在多額の借金を抱えることになり、明らかに政策の間違いであったと思う。年間 430 兆円の公共投資をすること自体疑問に思っていたが、その場では言えなかった。結果的に間違いであったのではないかと強く思っている。この法改正によって、浄化槽処理促進区域を指定して、効率のよい社会にしなければならないだろうと考えている。

最後に、合併処理浄化槽の普及を妨げる法律はいかかなものかというのが結論である。また、現在の GDP 成長率の増加は、労働力の増加+資本の増加+全要素の生産性の増分である。全要素の生産性は、小泉内閣の頃は 1%、安倍内閣では 0.2~0.3%と言われている。労働力は少子高齢化によりほぼ増えず、資本も空洞化などで難しい中で、全要素生産性をできる限り 1 に近づける必要がある。一般的な解決策としてイノベーションが言われているが、効率のよい社会の仕組みに変えることが、生産性向上につながると考えている。なぜなら、株式会社は、個々の相互取引に対して、社内の仕様を統一することで付加価値を生み、生産性向上を目指すことができるから、株式会社が成立している。そうすると、公共浄化槽という概念を持ち込んで、社会の生産性が本当に上がるのか。民間の仕組みを、自由度を持たせて最適な仕組みに収斂させていくという考え方が現代に合っており、これからの日本のポイントだと考えている。(団体)

- ・ 民間の仕組みを取り入れることについて、同意する。国では PFI やコンセッションなど官民で効率を追求する流れがあり、新たな枠組みの中で浄化槽の位置づけを考えていくべきだろう。(眞柄座長)
- ・ 台帳整備を無料で行うと聞いたことがある。国としてそのデータをどう活用するか、という戦略が必要だろう。廃棄物、下水道、ガス管それぞれで統計があり、次の世

代への財政的な措置を考えているが、浄化槽についてはない。業界全体で浄化槽台帳についてどのように考えているのか教えていただきたい。(眞柄会長)

- ・ 岡山県などで台帳システムを既に導入している。基本的に、清掃業者、保守点検業者、施工業者、指定検査機関などがそれぞれの担当箇所について日々データを登録している。業務の一環でデータを無料で活用していくモデルである。データにお金をかけるとうまくいかない。行政が清掃や検査の実施日などを管理するため、無管理浄化槽や一年以上清掃しない浄化槽などは減少傾向にある。団体ごとの利害対立の調整は大変であるが、調整できれば、はるかに安いコストで維持管理や清掃ができる。ポイントは、最初に行政が展望を持ってルールを決めるかどうかである。全てをしぼるのではなく、緩やかにルールに沿うような方向で行政指導していくことが大事だろう。基本的には行政が関与しない限りうまくいかない。(団体)
- ・ 行政というのは環境省か、その他か。(眞柄座長)
- ・ 環境省も必要で、加えて市町村が関与する必要がある。データをインプットする費用を発生させず、業務の一環でやらなくてはならない。(団体)
- ・ 市町村は人手不足のため、県が協力することになるだろう。(眞柄座長)
- ・ 協議会についてはいかがか。(眞柄座長)
- ・ 各都道府県で地域実情が異なるため、一定の裁量を与えて組織することが当連合会の総意である。地域によって中心となっている関連業者など異なるため、実情に合わせて構成しなければならないだろう。どこをキーにしたらうまくいくかを考える必要がある。協議会メンバーを一律で決めてしまうとうまく連携できないだろう。協議会を進めるためには、柔軟性のある組織体制が必要だろう。(団体)
- ・ 公共浄化槽に対して否定的なご意見と思うが、住民の負担が少ないという点で公共浄化槽はよいだろう。市町村の負担が増えることを懸念されているのか。(小川委員)
- ・ 経済的に考えて、農業集落排水が赤字であることと同じではないか。公共浄化槽の効率がよいのであれば、データを示すべきである。(団体)
- ・ 浄化槽は十数件まとめて整備すると経済的に優位な面はある。農業集落排水は、本来戸別でやるべきエリアに集合処理を導入したことで、長い管路を引いてしまったことが問題であった。公共浄化槽とは状況が異なるだろう。(小川委員)
- ・ 下水道よりも戸別浄化槽が効率的であることは既に証明されているため、戸別浄化槽の導入を積極的に進めるべきだろう。少子高齢化が進み、公共浄化槽を利用するエリアの住民が減少した場合に、住民あるいは行政が費用負担をするのか不明確であることも踏まえ、個人設置型浄化槽の補助対象を増やすべきと考えている。(団体)

#### <上田委員からのご意見>

- ・ 特定既存単独処理浄化槽の判断基準を全国で統一し、環境省がガイドラインを作成する必要があるだろう。また、法定検査で不適正となった浄化槽の対応を判断する材料として統一したチェックシートを作成すべきである。当連合会はガイドラインやチェックシートの作成に協力可能である。11条検査の受検率向上に向けて、保守

点検や清掃の情報、近隣からの苦情内容などの情報共有のために指定検査機関との連携を検討していただきたい。また、特定既存単独処理浄化槽の補修・除却命令を出す場合の補助内容について検討すべき。

- ・ 浄化槽処理促進区域について、各都道府県と当連合会が協力して、単独転換の推進を図りたい。下水道整備区域に対して国から補助金が出ているが、浄化槽処理促進区域に対しても同じ比率で補助金を出すべきである。公共浄化槽については、市町村に公共浄化槽のメリットを説明する必要がある。人口減少が進んで、公共浄化槽の利用者が減少した場合の対策も事前に考えるべき。
- ・ 浄化槽管理士の研修会について、都道府県によって課題が異なるだろうが、全国の浄化槽管理士が同レベルになるような研修会を行う必要がある。各都道府県で必要な研修内容は異なるだろうが、国として必要な講習内容を示すべきであり、全国である程度統一したテキストを作成すべき。浄化槽管理士は、技術向上に加えて設置者に対する説明能力の向上も重要であるため、講習会の内容は、故障時の素早い対応技術と説明能力の向上に重点を置くべき。各都道府県の特徴を鑑みて、日本環境整備教育センターと協力して講習内容を検討したい。当連合会としては、適切な手数料も算定したい。
- ・ 休止にあたっては、休止前の清掃及び再開前の保守点検の実施を確認できる証明書の提出が必要である。維持管理者や清掃業者が提出するのがよいと考えており、契約書で規定してはどうか。また、休止期間は、1年ごとに延長か再開の確認をすべき。保守点検業者が清掃後の消毒剤撤去を適切に行う仕組みを作るべき。
- ・ 浄化槽台帳について、当連合会が作成した台帳システムを有効活用していただきたい。過去に保守点検業者や清掃業者は県や市町村に紙媒体で報告を行っていたが、書類が増えるため不要となってしまったが、台帳情報は重要であるため、今後は電子媒体で管理すべき。また、業者が行政に報告していることを設置者が把握することも重要だろう。

協議会の設置については、県だけでなく市町村単位でも設置すべきである。特定既存単独処理浄化槽の措置を適切に判断するためにも早急に立ち上げるべき。

#### <浅野委員からのご意見>

- ・ 2019年3月まで富田林市市役所で浄化槽や下水道に係る業務を担当していたため、本日は元地方公務員という立場で発言する。富田林市では、浄化槽のPFI事業を促進していたが、住民から反対を受けた。その理由として、公共下水道は下水道法で維持管理の責任者を行政と定めているが、市町村設置型の浄化槽においては定義がないという意見があった。そこで、これまで環境省に、公共浄化槽の定義の明確化をお願いしてきた。以上のような背景をもとに発言することをご理解いただきたい。
- ・ 「1. 浄化槽台帳システムを整備する意義」本日の関連団体ヒアリングを通じて、浄化槽台帳に対して様々な見解があることが分かった。台帳はあくまで基本的なデータを管理するツールであり、データの展開は別の支援システムである。また、浄

化槽台帳システムの整備導入マニュアルとして、管理項目、管理方法、単位、桁数などの標準仕様は既に明示されているため、必要項目は決まっている。

- ・ 「2. GIS 機能の有用性について」東日本大震災の際に、宮城県は浄化槽の被災状況を把握するために、住所地番リストをもとに現地に訪問して確認したが、膨大な時間を要した。ただ、仙台市は GIS で設置場所を管理していたため、短期間で被災状況を把握できた。リスク管理上、GIS で位置情報を把握することは重要だ。また、住所が必ずしも特定の場所を示すわけでないため、緯度経度や xy 座標で把握することが重要だ。行政や保健所の管理情報と維持管理業者の管理情報を突合するために、位置情報をベースに台帳上で管理することも可能である。
- ・ システムというイメージされるが、台帳においてまず必要なものは情報を入れる箱であり、システムはその次の展開と考えている。台帳整備にあたり、箱の中のデータは行政の財産で、システムは企業の財産である。また、システムは通年でリプレイスが必要であり、浄化槽個々の情報を常にセンターに配信して維持管理情報をリアルタイムに把握可能となり得るかもしれないが、あくまでシステムに係る議論であり、データに係る議論と混雑させてはいけない。さらに、人材の確保も重要であり、行政の浄化槽分野の担当者の技術レベルはなかなか上がらない。集積したデータをもとに起こり得る事態を予想するビッグデータ化によって、行政職員の技術的なサポートにもつながる。
- ・ 浄化槽台帳に限らず、固定資産台帳、道路台帳、公園台帳、水道台帳、下水道台帳においても紙媒体管理が未だに多く、システム導入経費が高いことが一要因である。費用対効果・効率を説明する必要があるが、フリーライセンスをうまく活用することで、台帳システムの導入を進めてほしい。また、システム導入促進のために各市町村を訪問することは難しいため、ブロック会議などで操作説明をするなどの支援をしていただきたい。

### (3) 制度設計にあたっての論点について

- ・ 環境省より資料 2 について説明があった。

#### <特定既存単独処理浄化槽について>

- ・ p.8 の特定既存単独処理浄化槽の把握方法が重要であるが、11 条検査未受検の浄化槽も把握できるのか心配である。(小川委員)
- ・ 11 条検査を受けている単独処理浄化槽のうち、BOD 値が 90mg/L 以上であれば特定既存単独処理浄化槽と判断すればよいのだろうか。90mg/L 以下であれば環境に対して問題がないとは言いきれないだろう。(眞柄座長)
- ・ 旧構造基準の単独処理浄化槽の設置基数の多い地域は、愛知県、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府の 5 府県で、合わせて 33 万 5 千に上り、全体の三分の一にあたる。単独処理浄化槽の法定検査の検査率は、愛知県が 4.1%、千葉県が 2.0%、埼玉県が 4.3%、神奈川県が 10.4%、大阪府が 3.4%であり、基本的には把握できないため、台帳や協議会などを活用しながら把握することが必要になるだろう。法定検査だけで

は特定既存単独処理浄化槽の情報は集まらないだろう。(国安委員)

- ・ 台帳整備が先だとすると、単独転換がさらに遅れるのではないか。今回の法改正で単独転換の促進が重要と考えている。(小川委員)
- ・ 行政の早急な対応が難しいのであれば、地域ごとに協議会を立ち上げて積極的に進めるべきだろう。(国安委員)

#### <台帳について>

- ・ 台帳を速やかに整備するにあたって、今後どのような議論が必要か。(眞柄座長)
- ・ 法定検査をいかに適切に実施するかであり、現場では記録票に関するデータを確認できないため、事前に指定検査機関に送付・管理、検査結果を含め行政上必要な情報を解析していくシステム作りが必要だろう。現地確認をしながら情報更新ができる法定検査を中心とした台帳整備が望ましいのでは。(国安委員)
- ・ 浄化槽の設置場所が明確でないと台帳整備が進まないと思うが、浅野委員のご意見はいかがか。(眞柄座長)
- ・ 何らかの形で登録情報を持っている前提で、例えば Excel など帳票作成していれば住所を把握できているため、アドレスマッチングで場所を特定することができる。場所を特定したうえで、担当者が1~2年かけて現地確認することもできる。さらに下水道台帳との突合が重要であり、突合することで多くの単独処理浄化槽が消滅するだろう。加えて、し尿収集の情報とも突合すべきだろう。都市部の汚水処理は、下水・浄化槽・し尿収集の3つであり、まち全体のし尿収集情報が把握できると、浄化槽の適正な状況把握に繋がる。(浅野委員)

#### <休止制度について>

- ・ 休止している間は、環境負荷はない。それにも関わらずなぜ休止届の提出が必要かというところで納得できない方が多いのではないかと思うが、いかがか。(眞柄座長)
- ・ 浄化槽管理者の責務として、休止届を提出しない限り、法定検査、保守点検、清掃を受けなければならない。静岡県のある市では、法令遵守の関係で休止届がないことにより、未利用の工場でも浄化槽の保守点検、清掃をしなければならない事例がある。(国安委員)
- ・ 実態として、法定検査、保守点検、清掃を受けていない人は多く、必要性を説明する必要があるだろう。休止後に再開するときに機能を発揮できないことがあるから、休止届を出す必要があるのではないか。(眞柄委員)
- ・ 浄化槽の処理性能を担保するためには、休止届を出して再開前に保守点検しなければ性能を担保できない。性能を守る意味でも休止届は必要である。(国安委員)

#### <公共浄化槽について>

- ・ 公共浄化槽の使用者に、公共浄化槽を導入する際の対応事項をあらかじめ周知徹底するためにはどうしたらよいか。(眞柄座長)
- ・ 宮崎県では、浄化槽使用開始前に、行政と関連業者が使用者に対して、使用上の注意点や義務について説明をしている。業界と行政が連携して実施している。静岡県では定期的に浄化槽教室を開くことで、使用者から使用中の浄化槽の問題点を聞い

ている。重要なことは、浄化槽を設置する段階と途中の段階で浄化槽教室を開き、浄化槽使用者に浄化槽や環境に対して意識を持ってもらうことだろう。全国的に新規設置時の周知はあっても、使用途中での周知はないだろう。協議会を活用して行うことができるだろう。(国安委員)

- ・ 公共浄化槽の設置計画が下水道の事業計画と同等のレベルで考えられている。住民使用者全員の同意に基づき計画が建てられることを適切に周知する必要がある。(浅野委員)

<その他>

- ・ 研修会の科目に関する検討事項について意見がある。東日本大震災後、浄化槽の優位性や特徴が明らかになった。震災への強さや仮設住宅の汚水処理でも浄化槽が活躍したことなど、強靱化という点で浄化槽の認識は変わってきているだろう。また、低炭素社会の構築や国際展開など、浄化槽を取り巻く環境が大きく変化しているため、浄化槽関係者はその変化を留意する必要がある。浄化槽管理士の研修会でも、浄化槽はどういう社会貢献をしているのか、しっかり認識いただきたい。(国安委員)
- ・ 環境省に早急に対応いただきたいことがある。北海道大学研究員の遠藤氏が浄化槽法改正について雑誌でコメントを出しており、浄化槽の整備にあたって、所有者全員の同意をもって方針が決まるとあった。市町村によっては、浄化槽設置計画が建てられなくなると勘違いする可能性があるため、早急に手を打っていただきたい。(浅野委員)
- ・ 遠藤氏とは話をしており、公共浄化槽について資産管理できるような体制が必要だというのが遠藤氏の持論である。公共浄化槽の設置に対してどういう形で公的負担を手当てするのかによって変わってくる事柄である。今後の公共浄化槽の設置の戦略については次回以降議論をさせていただきたい。(眞柄座長)
- ・ 環境省よりまとめのコメントがあった。次回は10月21日(月)14時より開催予定である。

以上

別添 参加者名簿

浅野 和仁 朝日航洋株式会社 空間情報事業本部 エバンジェリスト  
(元富田林市上下水道部理事兼次長兼下水道課長)

高橋 康浩 全国浄化槽推進市町村協議会 (庵逄典章委員代理)

上田 勝朗 一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長

蛭江 美孝 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任  
研究員

大久保 あかね 静岡県立大学 経営情報学部 教授

小川 浩 常葉大学 社会環境学部 教授

奥田 早希子 一般社団法人 Water-n 代表理事

河村 清史 元埼玉大学大学院理工学研究科 教授

国安 克彦 公益財団法人日本環境整備教育センター 理事

建入 ゆかり 宮城県環境生活部循環型社会推進課 技術副参事兼課長補佐

眞柄 泰基 公益財団法人給水工事技術振興財団 理事長